

第100回定時株主総会の議事及び質疑応答の概要について

本年6月21日開催の第100回定時株主総会の議事及び質疑応答の概要を、以下のとおり御報告いたします。

1. 定時株主総会実施概要

開催日	2024年6月21日
開催場所	東京都千代田区紀尾井町4番1号 ホテルニューオータニ 鶴の間
開会時刻	午前10時00分
閉会時刻	午前11時37分
出席株主数	690名（昨年483名）

2. 議事

代表取締役会長兼CEOの橋本英二が議長に就任した上で、開会宣言を行い、決議に必要な定足数を満たしている旨の報告を行った後、議長の指名を受けた常任監査等委員の古本省三が監査報告を行いました。

その後、議長から、報告事項については第100回定時株主総会招集御通知(交付書面)及びインターネット上の当社ウェブサイトに記載・掲載のとおりである旨を報告した上で、代表取締役社長兼COOの今井正から、当社の経営戦略と今後の取組み方針を説明いたしました(その内容については、「第100回定時株主総会「当社の経営戦略と今後の取組み方針」について」及び「動画: 第100回定時株主総会「当社の経営戦略と今後の取組み方針」について」を御参照ください。)

次に、議長が会社提案議案(第1号議案から第5号議案)と株主提案議案(第6号議案から第8号議案)を上程し、各議案について説明いたしました。続いて、株主提案議案について、第6号議案及び第7号議案の提案株主様及び第8号議案の提案株主様が、それぞれ補足説明を希望されたため、その機会を設けました。その後、議長より株主提案議案に対して、当社取締役会としてはいずれも反対している旨、説明いたしました。

議案の説明終了後、事前に株主様から送付された質問書に記載された事項のうち、株主様の審議・判断に資する事項として、いわゆる韓国人元徴用工の問題について、2018年10月30日に韓国大法院により当社敗訴の判決が下された旨、2023年12月21日及び2024年1月11日に韓国大法院により当社の上告を棄却する2件の判決が下された旨、2018年の韓国大法院判決及びそれ以降の一連の韓国司法判断は、日韓請求権協定及び日本における最高裁判決にも反するもので、極めて遺憾である旨、2018年の韓国大法院判決等に基づき、当社が保有する韓国の会社の株式の一部が差押えを受け、現金化手続きの対象となっている旨、2023年3月6日に韓国政府が「韓国の財団が確定判決を得た原告に第三者弁済を行う」形での解決策を公表し、



2018年の韓国大法院判決に係る訴訟の原告の一部が韓国の財団から第三者弁済を受領し、当社資産の差押え及び現金化手続きの取下げ申請を行っているものと認識している旨、当社としては、いわゆる韓国人元徴用工の問題は1965年の日韓請求権協定によって解決済みであると認識しており、謝罪、韓国財団への資金拠出、和解、原告や代理人との面会等の特段の対応を行う予定はない旨、引き続き、当社及び当社株主の利益が損なわれないよう、適切に対応していく旨、説明いたしました。

続いて、報告事項及び全ての議案についての御質問、動議、御意見を受け付け、御質問に対して議長及び担当役員から答弁を行いました(その概要については、後述のとおりです。)。また、1名の株主様より、第4号議案に対する修正動議が提出されました。

以上の後、各議案の採決を行い、会社提案議案は全議案可決(第4号議案に対する修正動議は否決)、株主提案議案は全議案否決となりました。

最後に、議長から閉会宣言があり、本総会は終了いたしました。なお、その後、第2号議案及び第3号議案で承認された、新任取締役の紹介を行いました。

3. 株主様との質疑応答及び議案修正動議の概要

1) 原子力発電の利用について

【回答】

カーボンニュートラルのための電炉化で使用する電力はグリーンでなければならないため、再生可能エネルギーや原子力を用いていくこととなります。今後見込まれる日本の電力需要の増大という課題に関し、原子力発電所の再稼働・新設等を含めた様々な提案を政府に行っております。今後、政府において第7次エネルギー基本計画が策定されるにあたっては、安全性を基本としつつ、安定供給力の確保や国際競争をしていく産業にとってのコスト競争力等の検証が必要であり、当社の電力ニーズも具体的に政府に伝えております。

2) 当社の社名の読み方について

【回答】

2019年4月に現在の社名に変更するにあたって、「にほん」製鉄にするか、「にっぽん」製鉄にするか等を検討し、「にっぽん」の読み方といたしました。

3) United States Steel Corporation(以下「US スチール」という。)の買収成立後の事業性の見通しについて

【回答】

US スチールの整備された設備、現場の従業員の高い士気ははっきり確認できており、買収成立後には当社の技術及び投資を通じて、US スチール、さらにはアメリカ鉄鋼業を強くし、アメリカ全体のサプライチェーンを強化してまいります。現時点で具体的な時期は明言できないものの、速やかにこうした目標を達成していきたいと考えております。当社が総合力世界No.1の鉄鋼メーカーとして前進するためには、先進国最大の市場であり、今後も成長しかつ高級鋼中心のアメリカで事業を行っていく必要がある中、US スチールには当社の国内製鉄事業並みの収益性があり、連結収益への貢献も大きいと考えております。



4) 商社を通じた取引の継続について

【回答】

日鉄物産株式会社の子会社化は流通についても自らの事業とする流れの中で進めてまいりましたが、小規模な取引も多数あり、商流及び物流のすべてを自らの事業とすることは合理的ではありません。また、受注、販売、代金回収という基本的な機能については商社を起用し、当社の営業部門は将来を見据えた検討を行う機能に特化したほうがよいと考えております。一方で、デジタルトランスフォーメーションによる実務環境の進展を取り込みながら、直売化の検討も進めてまいります。

5) 本社の移転について

【回答】

現在、本社を移転する計画はございません。

6) グリーン電力と CCUS のリスクについて

【回答】

高炉の水素還元と電炉化の複線的アプローチを念頭に技術的な開発に取り組んでいるのは、外部条件の整備の見通しが不確実であることが大きな理由の一つですが、脱炭素対策はそうした不確実性の中でも前に進めなければならない重要な課題です。2030 年に向けて 30%の CO₂排出量削減を目指しており、さらにその先のことを検討してまいります。また、グリーントランスフォーメーションという新たな産業社会における国際競争は既に始まっております。当社が鉄という基礎資材の技術開発や供給拡大に遅れをとることになれば、日本の産業にとって大打撃になると考えております。不確実な要素を一つひとつ詰めて予見性を高め、必ず国際競争に勝ち抜く覚悟で進めてまいります。

7) 日鉄物産株式会社の繊維事業及び食料品事業の継続について

【回答】

現在、繊維事業や食料品事業はしっかりと利益が出ております。現時点で具体的に決定していることはありませんが、今後もこれらの事業が収益を上げられるか、当該事業が順調ではないときに正しい経営判断・実行措置がとれるのか、これらの事業に携わる社員が誇りをもって一生懸命に従事できるか、といったことを含めた総合的な観点から、将来の事業展開の検討を進めてまいります。

8) カーボンフットプリントについて

【回答】

カーボンフットプリントは CO₂の排出原単位の管理手法であり、当社の鋼材の大宗は「SuMPO EPD」(旧称「エコリーフ」)という第三者の認証制度を活用して開示しております。現在の評価方法は、鉄のリサイクル効果が十分な形で取り込まれておらず、改善の余地がある





と認識しておりますので、国際的な認証機関に見直しの働きかけを進めております。なお、「日本製鉄カーボンニュートラルビジョン 2050」における 2030 年に 30%削減という目標は、CO₂総排出量についてのものであり、排出原単位であるカーボンフットプリントとは異なる概念であることをご理解ください。

9) 海外事業の拡大に伴う脱炭素戦略の開示について

【回答】

当社が開示している CO₂総排出量には、製鉄事業会社を中心に国内外の主な連結対象会社が含まれています。US スチールや AM/NS India についてはこの開示には入っておりませんが、それぞれの所在国における目標に沿った脱炭素計画を持っております。今後の開示については、当社の支配権や対象となる会社が所在する国の脱炭素に関する産業環境政策等を踏まえ検討することになりますが、適時、積極的に取り組んでまいります。

10) PBR1倍割れに対する取組みについて

【回答】

PBR に関しては、株価が指標の一つであるところ、当社の場合は株価が実際の価値よりも若干低めになっていると考えております。その理由として、鉄鋼業の場合、安定的な収益に対する信頼感の不足やカーボンニュートラルに必要な大きな投資に関する不確実性が挙げられると考えておりますが、当社の成長戦略や中長期経営計画を含めた IR 対応の強化によって、株価も上昇していくと考えており、引き続きこうした努力を続けてまいります。一方で、当社としては、日本国内で研究開発の成果を踏まえた設備投資を実行し、この国の産業基盤を整えることに取り組まなければならないと考えております。

11) 第4号議案に対する修正動議について

【動議の内容】

1名の株主様より、第4号議案について、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を月額 10 万円以内に減額し、その差額を元徴用工等への賠償又は追悼行事その他基金への拠出等に回す旨の修正動議が提出されました。なお、上述のとおり、この修正動議は否決されました。

以 上